

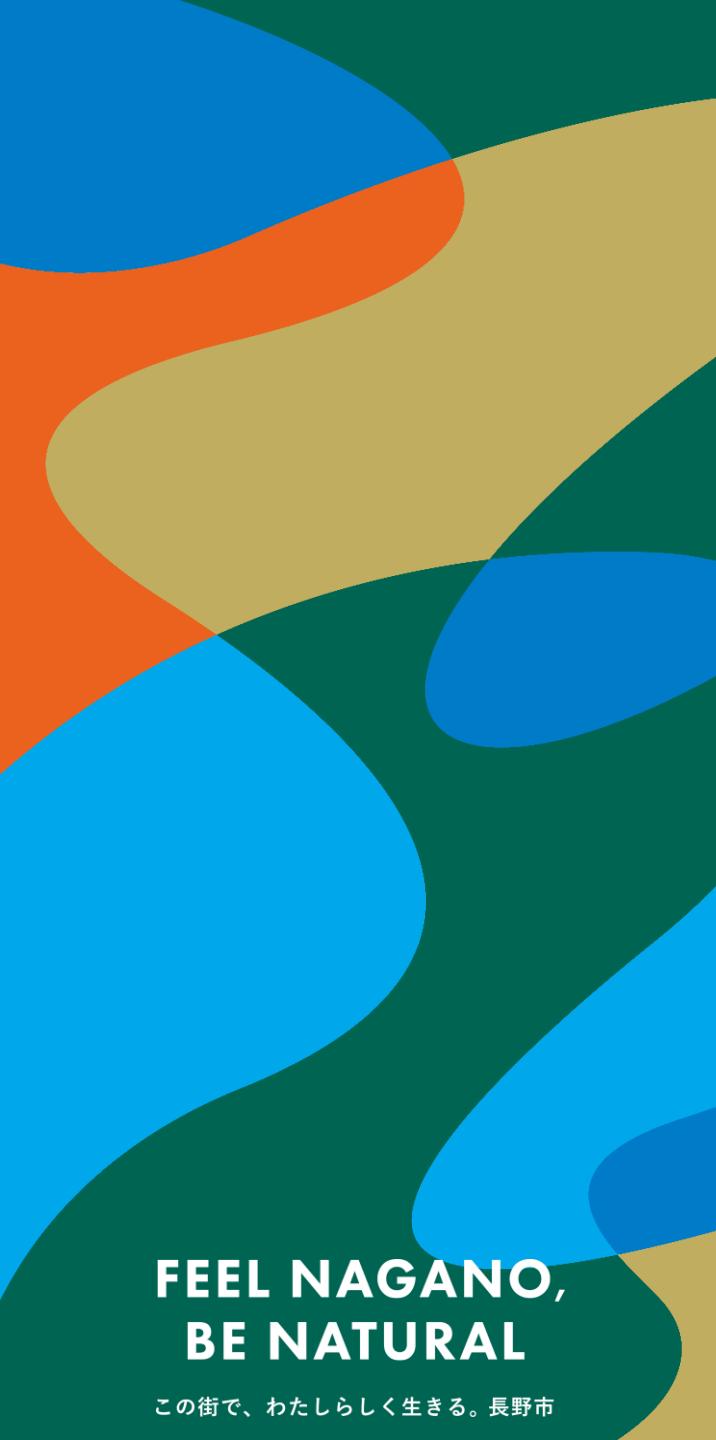
令和7年度 地域密着型 サービス等事業所集団指導

長野市高齢者活躍支援課

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市





共通事項



目次

- 運営推進会議、介護・医療連携推進会議
- 介護事故報告の提出
- 高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止
- ケアプランデータ連携システムの導入
- 長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター
- 受講確認について



運営推進会議、介護・医療連携推進会議

○運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下「会議」という。）の開催

厚生労働省令により、地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護などの事業を実施する事業者ごとに自ら設置し、開催することが義務づけられている。

また、事業者は会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

定められた開催頻度に従い、当該会議を開催すること。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護	おおむね2月に1回以上
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
地域密着型通所介護	おおむね6月に1回以上
（介護予防）認知症対応型通所介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね6月に1回以上

※指定基準にも関わる事項となります。



介護事故報告の提出

○事故報告対象は以下の場合

- ①死亡又は医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合
- ②食中毒及び感染症
- ③搜索依頼
- ④その他（利用者もしくは、その家族からの苦情等に基づき、市が必要と認める場合）

○事故報告の内容

- ①**第一報**（電子メール：長野市役所高齢者活躍支援課（kourei@city.nagano.lg.jp））
遅くとも事故発生 5 日以内を目安に報告すること。

②**最終報告**

第一報から概ね2週間以内に報告すること。

“概ね 2 週間以内”としているが、対応や経過が長引く場合はこの限りではない。

最終報告は、持参、郵送、または電子メールにて提出すること。



高齢者虐待の防止、身体拘束等の禁止

○養介護施設、事業所の責務（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下法とする）第20条）

- ・研修の実施
- ・利用者及び家族からの苦情処理体制を整備
- ・高齢者虐待防止のための措置を講ずる

○早期発見についての義務（法第5条）

- ・養介護施設従業者等は高齢者虐待を発見しやすい立場である

○通報義務（法第21条）

- ・養介護施設従業者等は高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに市町村に通報しなければならない



高齢者虐待の防止、身体拘束等の禁止

- 介護保険施設等において利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則禁止
- 緊急やむを得ない場合とは
以下の3要件全てを満たすことが条件

切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること

※虐待防止、身体拘束等の禁止については、指定基準に係る共通事項と併せて確認をお願いします。



ケアプランデータ連携システムの導入 別紙 1

○令和5年より、公益社団法人国民健康保険中央会にて運用している「ケアプランデータ連携システム」は、これまで紙を使って居宅介護事業所とケアプランのやり取りをしていたものを、オンラインで完結できる仕組みです。

- ・ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>

現在、通常21,000円/年のライセンス利用料が1年間無料となる「フリーパスキャンペーン」が実施されておりますので、導入をご検討ください。

- ・フリーパスキャンペーン特設ページ

<https://www.careplan-renkei-support.jp/freepass/index.html>



長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター 別紙 2

○生産性向上のための情報提供や専門家への取り次ぎ・連携をおこなう
ワンストップ型の総合相談窓口として、事業所の課題解決のサポートを
実施しております。

○対象：長野県内の介護または障害福祉サービス事業所等

○業務改善やテクノロジー導入を検討していく中でお困りのことがありましたら、
ホームページ <https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/info/2025/5.html>
(お問合せはページ内「お問い合わせフォーム」からお願ひいたします。)
よりご相談ください。



指導監督の概要と運営指導での主な指導事項について 別紙 3

- 例年、長野市福祉政策課福祉監査室にて選定基準に従い、事業所に対して運営指導等を実施しております。
- 主な指摘事項や、運営いただくにあたり特にご注意いただきたい指摘事項についてまとめております。
- 記載事項をご確認いただき、今年度運営指導の実施がなかった事業所の皆様につきましても、適正な運営管理へのご理解とご協力をお願ひいたします。



受講確認について

○「説明動画の視聴 + 資料の閲覧」及び受講確認票の提出を以て、出席となります。

○報告方法

ながの電子申請サービス（長野市）から受講確認票の申請を行ってください。

https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=66269

○報告期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

